

障 障 発 0605 第 1 号
平成 27 年 6 月 5 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

訪問系サービスに係る国庫負担基準について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスに係る国庫負担基準につきましては、国庫負担基準単位を「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号）に定められている単位数を用いずに算定したこと等により、障害者自立支援給付費国庫負担金の算定を誤った自治体が見受けられることから、自治体が適正に国庫負担基準額を算定できるようにすべきとの指摘を会計検査院より受けたところです。

つきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金が適正に算定されるよう、下記のとおり国庫負担基準額の具体的な算定方法等をまとめましたので、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

1 国庫負担基準及び平成 27 年度国庫負担基準の見直しについて

(1) 国庫負担基準について

① 国庫負担基準の考え方

障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限を定めたものである。

なお、これは個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限であり、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みであるとともに、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない方から多い方に回すことが可能という柔軟な仕組みにしているところである。（別紙 1 参照）

② 国庫負担基準の算定方法

ア 訪問系サービス利用者毎の国庫負担基準の適用方法

国庫負担基準は、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国庫負担基準告示」という。）

（別紙 2）に基づき、利用した訪問系サービスの種類や障害支援区分等に応じた単位数を各月ごとに算定する。

また、複数の訪問系サービスを利用している場合であっても、算定できるのは 1 つのサービスに係る単位数となっている。

なお、国庫負担基準の単位数は、当該月の訪問系サービスの利用の有無によって算定できるものであり、利用時間等によって変動するものではない。

例

- ① 重度訪問介護のみの利用者で障害支援区分 6 の者：46,330 単位
- ② 居宅介護（通院等介助なし）と同行援護の利用者で障害支援区分 3 の者：
12,080 単位（居宅介護：5,310 単位、同行援護 12,080 単位）

イ 各市町村の国庫負担基準額の算定

アに基づき算定した、各月の訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準について、3 月から翌年 2 月までを 1 年度とする年度に属する単位数を合計し、10 円に地域区分、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援支給決定者数に応じた嵩上げ率や給付率を乗じて得た額が当該年度の国庫負担基準額となる。

例 A 市の国庫負担基準額：嵩上げあり、地域区分 2 級地

- ・ 訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準を合計した年度の単位数 100 万単位
1,000,000 単位 × 10 円 × 1,090 / 1,000 (2 級地) × 105 / 100 (5% 嵩上げ)
× 1.0 (給付率) = 11,445,000 円

(2) 平成 27 年度国庫負担基準の見直しについて

平成 27 年度の報酬改定において、国庫負担基準については、重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定することとし、具体的には、訪問系サービス全体の支給決定を受けた者に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者の割合が 5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の 5%嵩上げを行うこととした。

なお、基本報酬の見直しや加算の創設等の影響分についても、国庫負担基準の水準に反映させ、今回の見直しにおいて、国庫負担基準の平均額は、基本報酬の見直しや加算の創設等により、11.9 万円から 12.5 万円 (+5.0%) の引き上げとなる。

2 障害者自立支援給付費国庫負担金の居宅介護等に係る介護給付費等の基準額の算定における留意事項について

障害者自立支援給付費国庫負担金における国庫負担基準額の算定に当たり、会計検査院より、平成 26 年度会計実地検査において、

- (1) 国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による国庫負担基準における参考様式を用いているものの、誤った利用者数により、国庫負担基準額を算定
- (3) 都道府県において、国庫負担基準額の算定の適否について判断するに当たり、その適否が検証できない状況であっても、根拠資料を求めるなど十分に審査を行っているとは言えない

等の指摘があったところ。

このような状況を踏まえ、国庫負担基準額の算定誤りが生じないように、以下のとおり留意点をまとめたので、内容をご確認いただき、再発防止に努めていただくようお願いする。

(1) 国庫負担基準告示について

国庫負担基準告示については、下記の点に留意すること。

① 介護保険給付対象者について

国庫負担基準告示第二号イ(2)等という「介護保険給付対象者」とは、「65歳以上の者」又は「介護保険法第7条第3項第2号に掲げる者に該当する者」(＝40歳以上65歳未満の特定疾病者)であり、特に「65歳以上の者」は、介護保険における介護認定等を受けているかにかかわらず、全て介護保険給付対象者となる。

② 第二号ロ(重度障害者等包括支援対象者)について

国庫負担基準告示第二号ロにおいては、「前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの」の単位数を定めているが、ここでいう「前号に掲げる者」とは、第二号イに定める重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者ではなく、第一号に定める「重度障害者等包括支援利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)を利用する者」をいうことから、障害者等の支給決定時の認定調査の結果、重度障害者等包括支援のいずれかの種類の支給決定を受ける要件に該当する場合であれば、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていなくても、区分ロの単位数を計上する。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準	
区分6	66,730 単位（参考：重度訪問介護の区分6は46,330 単位）
介護保険 給付対象者	33,370 単位（参考：重度訪問介護は14,140 単位）

（参考）重度障害者等包括支援利用者は84,070 単位

<重度障害者等包括支援対象者>

障害支援区分6（障害児にあつては区分6に相当する支援の割合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象者であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害 等
「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）の別表第2に掲げる行動関連項目（以下「行動関連項目」という。）の合計点数が10点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

I 類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (2) 「障害支援区分認定の実施について」（平成26年3月3日障発0303第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「区分通知」という。）の別添2に示す医師意見書（以下「医師意見書」という。）の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）別表第1「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定（※1）
- (4) 区分省令別表第1「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）

II 類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 区分通知の別添1に示す概況調査票において知的障害の程度が「最重度」

と確認

- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 区分省令別表第1「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定(※1)
- (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)

Ⅲ類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者
- (2) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)
- (3) 行動関連項目の合計点数が10点以上である者(※3)

各都道府県におかれては、国庫負担基準の算定に当たって、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市区町村に周知いただきたい。

- (※1) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「1-1 寝返り」を参照されたい。
- (※2) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「3-3 コミュニケーション」を参照されたい。
- (※3) 平成26年4月以降、行動関連項目の合計点数(行動援護スコア)については、障害支援区分判定ソフトに認定調査の結果等を入力することにより、自動的に計算結果が表示される仕組みとなっている。

③ 第二号ホ(居宅介護利用者)の(1)及び(2)について

国庫負担基準告示第二号ホの(1)又は(2)に該当する者はそれぞれ以下のよう整理される。

区分	告示上の表現	該当する者
第二号ホ(1)	(2)及び(3)に掲げる者以外のもの	居宅介護の通院等介助(身体介護あり、なし)及び通院等乗降介助が算定される者(身体介護、家事援助が同時に算定される者を含む。)
第二号ホ(2)	居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者	・居宅介護の身体介護のみ算定される者 ・居宅介護の家事援助のみ算定される者 ・居宅介護の身体介護及び家事援

		助の両方が算定される者
--	--	-------------

④ 第二号ト及びチ（共同生活援助事業所における居宅介護利用者）について

国庫負担基準告示第二号トにおいては、（１）から（３）まで、それぞれ重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）の「利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの」としていることから、障害者の支給決定時の認定調査の結果において、重度訪問介護等の支給決定を受ける要件に該当する場合は、単位数を計上する。

ただし、重度訪問介護等において複数のサービスの支給決定を受ける状態に該当する場合であっても、算定できるのはいずれか一つの単位数のみである。

また、重度訪問介護等のいずれの要件にも該当しない場合には、区分チの単位数を算定することになる。

⑤ 第二号リ（同行援護利用者）について

国庫負担基準告示第二号リにおいては、「ロからチまでに掲げる者のうち次の（１）及び（２）に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。」とされているが、ロからチまでにおいてリの（１）及び（２）以下の単位数が定められている場合であれば、リの（１）及び（２）の単位数のみ算定することとなる。

（２）国庫負担基準単位の算定について

国庫負担基準単位の算定に当たっては、基準額を算定するための様式（以下「参考様式」という。）を送付しているところであるが、当該参考様式と各都道府県の国保連合会から提供される CSV ファイルを活用すれば、より容易に国庫負担基準単位を算定できるので、積極的に活用いただきたい。

なお、市町村において、国庫負担基準どおりの単位数を集計出来るものがあれば、その使用を妨げるものでないことに留意すること。

ただし、事業所等から市町村に直接介護給付費等の請求があった利用者については、国保連合会の CSV ファイルには計上されていないため、別途計上する必要がある。

また、第二号ロの「重度障害者等包括支援対象者」については、支給決定情報を登録する際に、当該対象者である旨を登録する必要がある。

（３）給付率の算定について

給付率については、障害者自立支援給付費負担金交付要綱（平成 21 年 5 月 11 日厚生労働省発障第 0511002 号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）3（17）において、「当該年度の 7 月サービス提供分（過誤請求分を除く。）の介護給付費等の額（以下「給付費」という。）を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合」としていることから、各年度の 7 月サービス提供分に係る介護給付費等を用いて算定する必要がある。

7 月サービス提供分は事業者等が国保連合会に対し 8 月に請求したものが主となるが、6 月以前の月遅れ請求も一部含まれていることがあり、また、9 月以降に 7 月サービス提供分に係る月遅れ請求等を行う場合もある。

しかし、これらのケースは既に確定した年度に波及することもあり、その都度再確定等を行うことは事務が煩雑となることから、今後の給付率の変更は、現年度（3 月から

翌年2月まで)のみ修正することとする。

例えば、平成26年度で考えると、平成26年3月から平成27年2月に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映をさせ、平成27年3月以降に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映させなくても良いこととする。

(4) 統計情報作成処理月の取扱いについて

統計情報作成処理月(国庫負担基準内訳)に関しては、「居宅介護等の国庫負担基準の算定にかかる参考様式(エクセルファイル)について」(平成20年5月26日事務連絡)において、「国庫負担基準は市町村との精算基準という性格上、サービスが提供された年月ではなく、受付年月の処理でも差し支えありません。また、当該処理により国庫負担基準を算定する場合についても同様です。」といった取扱いとしていたところである。

今般、市町村から統計情報作成処理月について、サービス提供月で取り扱うか受付年月で取り扱うかとの照会が多いこと等を踏まえ、平成27年度以降の統計情報作成処理月については、原則、介護給付費等(障害者総合支援法第19条第1項に規定する「介護給付費等」をいう。)を集計する月と平仄を揃えることとする。

なお、介護給付費等が受付年月で取り扱われている場合においては、統計情報作成処理月においても受付年月で取り扱うこととする。

(5) 都道府県における審査、確認について

居宅介護等の介護給付費等に係る基準額については、交付要綱の各別紙様式においてその内訳を提出させているところであるが、基準額については、根拠資料の提出を求めするなど適正な審査を行っていただくとともに、留意すべき点について別紙3のとおりまとめたので、都道府県及び市町村におかれては参照されたい。

(6) その他

国庫負担基準の算定手順等については、「参考様式とCSVファイルを活用した国庫負担基準単位の算定手順」(別紙4)を参照されたい。

なお、CSVファイルの入力方法等については、各都道府県の国保連合会にご照会いただきたい。

平成26年度国庫負担基準

居宅介護対象者

区分1	2,690単位
区分2	3,480単位
区分3	5,120単位
区分4	9,640単位
区分5	1,5430単位
区分6	22,200単位
障害児	8,660単位

※別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護対象者

区分3※	19,890単位
区分4	24,900単位
区分5	31,220単位
区分6	44,230単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	13,600単位
---------	----------

同行援護対象者

区分に関わらず	11,330単位
---------	----------

行動援護対象者

区分3	12,590単位
区分4	16,960単位
区分5	22,550単位
区分6	29,300単位
障害児	16,010単位

介護保険対象者	7,520単位
---------	---------

重度障害者等 包括支援対象者

区分6	83,660単位
-----	----------

介護保険対象者	33,200単位
---------	----------

重度障害者等包括支援対象者で、
居宅介護、行動援護又は重度訪問
介護を利用する者

区分6	63,870単位
-----	----------

介護保険対象者	32,290単位
---------	----------

平成27年度国庫負担基準

居宅介護利用者

	通院等介助なし
区分1	2,790単位
区分2	3,610単位
区分3	5,310単位
区分4	9,980単位
区分5	15,980単位
区分6	22,990単位
障害児	8,970単位

※ 別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護利用者

区分3※	20,700単位
区分4	25,920単位
区分5	32,500単位
区分6	46,330単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	14,140単位
---------	----------

同行援護利用者

区分に関わらず	12,080単位
---------	----------

行動援護利用者

区分3	14,280単位
区分4	19,240単位
区分5	25,580単位
区分6	33,240単位
障害児	18,160単位

介護保険対象者	8,540単位
---------	---------

重度障害者等 包括支援利用者

区分6	84,070単位
-----	----------

介護保険対象者	33,730単位
---------	----------

重度障害者等包括支援対象者であって
重度障害者等包括支援を利用しておらず、
居宅介護、行動援護又は重度訪問介護
を利用する者

区分6	66,730単位
-----	----------

介護保険対象者	33,370単位
---------	----------

※ 訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村については、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げを行う。

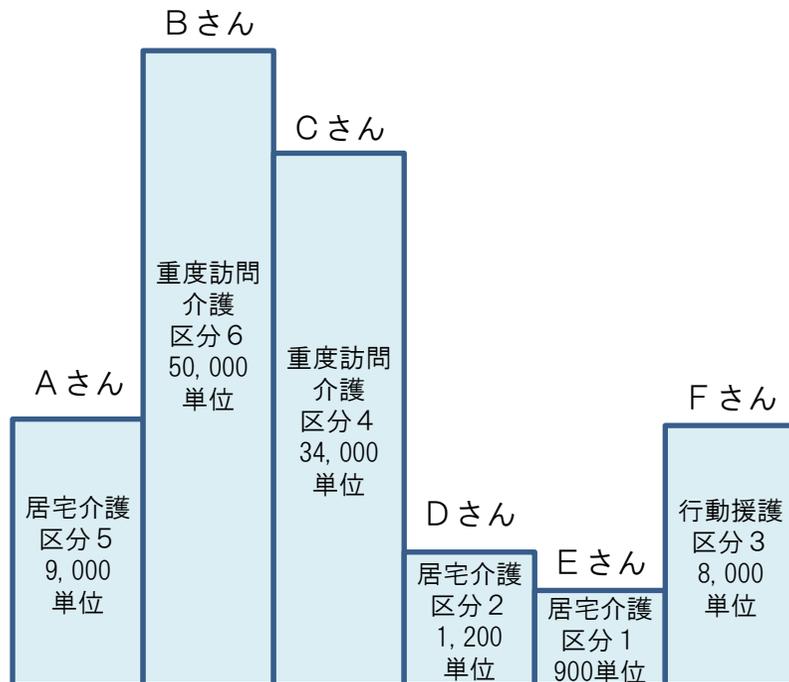
国庫負担基準の考え方

- 国庫負担基準は、利用者毎のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、サービスの利用が少ない方(サービスの上限が国庫負担基準を下回る方)からサービスの利用が多い方(サービスの上限が国庫負担基準を上回る方)に対し国庫負担基準を回すことが可能な柔軟な仕組みとなっている。

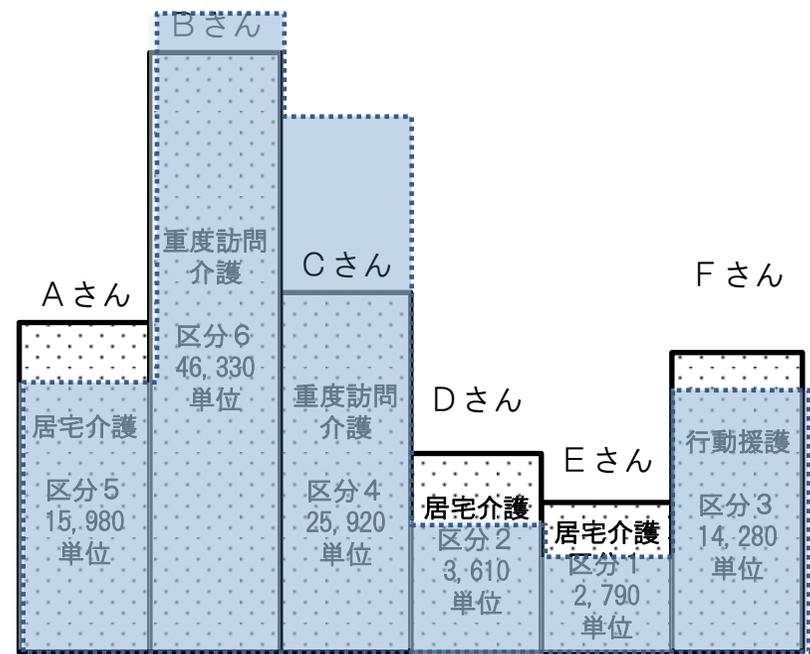
【参考:A市の訪問系サービスの国庫負担】

Aさんは「国庫負担基準 > 支給量」、Bさんは「国庫負担基準 < 支給量」など、個人ベースではばらつきがあるが、A市全体では「国庫負担基準108,910単位 > 支給量103,100単位」であり、国庫負担基準の枠内となっている。

サービス支給量 計103,100単位



国庫負担基準 計108,910単位



○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。</p> <p>厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。</p> <p>厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当</p>

その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八四、〇七〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、七三〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六六、七三〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、三七〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八三、六六〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、二〇〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六三、八七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三二、二九〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

- (一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四六、三三〇単位
- (二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三二、五〇〇単位
- (三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二五、九二〇単位
- (四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二〇、七〇〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（3）及び(4)に掲げる者を除く。）
一四、一四〇単位
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二五、七四〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、六三〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一四、一四〇単位

- (一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四四、二三〇単位
- (二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三一、二二〇単位
- (三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二四、九〇〇単位
- (四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 一九、八九〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（3）及び(4)に掲げる者を除く。）
一三、六〇〇単位
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二四、五七〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一七、九〇〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一三、六〇〇単位

- (四) 区分四に該当する者 一四、五五〇単位
- (五) 区分三に該当する者 一一、二六〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 三、八一〇単位
- (二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの (三)に掲げる者を除く。
- 。 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一五、七七〇単位
- b 区分五に該当する者 九、九六〇単位
- c 区分四に該当する者 七、七七〇単位
- (三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、八一〇単位

- (四) 区分四に該当する者 一三、九九〇単位
- (五) 区分三に該当する者 一〇、八三〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 三、六七〇単位
- (二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの (三)に掲げる者を除く。
- 。 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一五、〇五〇単位
- b 区分五に該当する者 九、五七〇単位
- c 区分四に該当する者 七、四六〇単位
- (三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六七〇単位
- (四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費のホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費（以下「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者 (五)に掲げる者を除く。） 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一六、八四〇単位
- b 区分五に該当する者 一一、一一〇単位

- 二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数
- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 三三、二四〇単位
- (二) 区分五に該当する者 二五、五八〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一九、二四〇単位
- (四) 区分三に該当する者 一四、二八〇単位
- (五) 障害児 一八、一六〇単位
- (2) 介護保険給付対象者 (3)及び(4)に掲げる者を除く。)
- 八、五四〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者 (4)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二一、七〇〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、〇一〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一四、一八〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一〇、九〇〇単位

- 二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数
- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 二九、三〇〇単位
- (二) 区分五に該当する者 二二、五五〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一六、九六〇単位
- (四) 区分三に該当する者 一二、五九〇単位
- (五) 障害児 一六、〇一〇単位
- (2) 介護保険給付対象者 (3)及び(4)に掲げる者を除く。)
- 七、五二〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者 (4)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、一三〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一五、八八〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一二、五〇〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 九、六〇〇単位
- c | 区分四に該当する者 | 九、〇三〇単位
- d | 区分三に該当する者 | 七、九三〇単位
- (五) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六七〇単位

(五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
八、五四〇単位

(六) 障害児
一八、一六〇単位

(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）
二、三五〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びヘからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者
二五、九六〇単位

(二) 区分五に該当する者
一八、九一〇単位

(三) 区分四に該当する者
一二、九一〇単位

(四) 区分三に該当する者
八、二八〇単位

(五) 区分二（区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以

(五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
七、五二〇単位

(六) 障害児
一六、〇一〇単位

(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
二、〇六〇単位

(二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（三）に掲げる者を除く。） 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者
一一、六八〇単位

b 区分五に該当する者
八、四七〇単位

c 区分四に該当する者
六、六二〇単位

d 区分三に該当する者
五、六六〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びヘからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者
二五、〇七〇単位

(二) 区分五に該当する者
一八、二六〇単位

(三) 区分四に該当する者
一二、四六〇単位

(四) 区分三に該当する者
八、〇〇〇単位

(五) 区分二（区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以

下同じ。() に該当する者

六、五四〇単位

(六) 区分一 (区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。) に該当する者

五、七七〇単位

(七) 障害児

一、九五〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者 (3)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二二、九九〇単位

(二) 区分五に該当する者

一五、九八〇単位

(三) 区分四に該当する者

九、九八〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、三一〇単位

(五) 区分二に該当する者

三、六一〇単位

(六) 区分一に該当する者

二、七九〇単位

(七) 障害児

八、九七〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの

二〇、二四〇単位

下同じ。() に該当する者

六、三二〇単位

(六) 区分一 (区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。) に該当する者

五、五七〇単位

(七) 障害児

一、五四〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者 (3)及び(4)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二二、二〇〇単位

(二) 区分五に該当する者

一五、四三〇単位

(三) 区分四に該当する者

九、六四〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、一二〇単位

(五) 区分二に該当する者

三、四八〇単位

(六) 区分一に該当する者

二、六九〇単位

(七) 障害児

八、六六〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの (4)に掲げる者を除く。) 一九、五四〇単位

(4) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者 (区分一に該当する者を除く。) 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

九、八一〇単位

(二) 区分五に該当する者

六、五四〇単位

(三) 区分四に該当する者

四、六八〇単位

(四) 区分三に該当する者

三、七一〇単位

(五) 区分二に該当する者

一、四〇〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者 (ロ

からニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、一九〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一、二、四一〇単位

(二) 区分五に該当する者

九、〇二〇単位

(三) 区分四に該当する者

七、〇五〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの

三、二〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一〇、九四〇単位

(二) 区分五に該当する者

七、五五〇単位

からニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、一二〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一、一、九八〇単位

(二) 区分五に該当する者

八、七〇〇単位

(三) 区分四に該当する者

六、八〇〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの

三、〇九〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一〇、五六〇単位

(二) 区分五に該当する者

七、二九〇単位

別表	
地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八百
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十

(三) 区分四に該当する者
 五、五四〇単位
 チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数
 (1) 区分六に該当する者 八、七四〇単位
 (2) 区分五に該当する者 五、三五〇単位
 (3) 区分四に該当する者 三、三八〇単位
 リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数
 (1) (2)に掲げる者以外のもの 一一、〇八〇単位
 (2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 三、三一〇単位

別表	
地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千九十九
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千八十三

(三) 区分四に該当する者
 五、三四〇単位
 チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数
 (1) 区分六に該当する者 八、四四〇単位
 (2) 区分五に該当する者 五、一六〇単位
 (3) 区分四に該当する者 三、二六〇単位
 リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数
 (1) (2)に掲げる者以外のもの 一一、三三〇単位
 (2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 三、一〇〇単位

地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十九
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千五十九
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千五十
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千二十七
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十七級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十八級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十九級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

◎国庫負担基準単位の算定誤りの例と関連するチェック項目

誤りの例1 国庫負担基準告示に定める単位数を使用せずに国庫負担基準単位を算定していた。

→ チェック項目 別添1(1)の内訳の「国庫負担基準単位(a)」欄の一の位が0以外になっていませんか。

※国庫負担基準告示の単位数は一の位が全ての区分において0となっています。したがって、当該単位数を基に算定される「国庫負担基準単位(a)」欄も必ず一の位が0となりますので、注意してください。

以下の算定誤りについては、基準額の算定資料として参考様式を市町村から徴するなどしている場合、誤りを視覚的に確認できますので、確認の参考にしてください。

誤りの例2 交付申請時や変更交付申請時に算定した国庫負担基準単位のまま、実績報告をしていた。

→ チェック項目 全ての月又は一部の月の「実利用者数」欄に同じ数字が入力されていませんか。

※国庫負担基準告示は月毎の実利用者数を基に算定するものであることから、支給決定をしてもサービスのない利用者は単位数を算定することはできません。全ての月又は一部の月の実利用者数が一定であるからと言って必ずしも誤りではありませんが、通常は月毎に利用状況は変動しますので、注意してください。

誤りの例3 4月に国庫負担基準告示の単位数が改定されているのに、12カ月分を同じ単位数で国庫負担基準単位を算定していた。

→ チェック項目 国庫負担基準告示の単位数が改定されている年度において、3月分と4月以降分を同じ単位数で算定されていませんか。

※国庫負担基準単位は3月から翌年2月までを一年度として算定することとされており、単位数が改定されている年度においては、必ず改定前の単位数と改定後の単位数を使用することになりますので、注意してください。

誤りの例4 国庫負担基準告示に定める区分のとおり利用者数を計上していなかった。

→ チェック項目 区分ホの(1)と(2)は適切に区分されていますか。

※区分ホの(1)と(2)は大まかな区分として、(1)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されている者(同時に身体介護や家事援助が算定されている者を含む。)、(2)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されていない者に分けられます。そして、通常通院等介助等が算定されるの方が少ないことから、(2)の区分の方が利用者数は多くなります。したがって、(1)にのみ利用者数が入力されていたり、(2)と比較して(1)の利用者数が不自然に多いなどしていないか、注意してください。

◎国庫負担基準単位の算定に係るチェック項目

別紙様式	別添1(1)の内訳
1	<p>「国庫負担基準単位(a)」欄の一の位が0以外になっていませんか。 ※国庫負担基準告示の単位数は一の位が全ての区分において0となっています。したがって、当該単位数を基に算定される「国庫負担基準単位(a)」欄も必ず一の位が0となりますので、注意してください。</p>
以下、基準額の算定資料として参考様式を市町村から徴するなどしている場合、誤りを視覚的に確認できますので、確認の参考にしてください。	
参考様式(総論)	
2	<p>全ての月の「実利用者数」欄に同じ数字が入力されていませんか。 ※国庫負担基準告示は月毎の実利用者数を基に算定するものであることから、支給決定をしてもサービスのない利用者は単位数を算定することはできません。全ての月の実利用者数が一定であるからと言って必ずしも誤りではありませんが、通常は月毎に利用状況は変動しますので、注意してください。</p>
3	<p>国庫負担基準告示の単位数が改定されている年度において、3月分と4月以降分を同じ単位数で算定されていませんか。 ※国庫負担基準単位は3月から翌年2月までを一年度として算定することとされており、単位数が改定されている年度においては、必ず改定前の単位数と改定後の単位数を使用することになりますので、注意してください。</p>
4	<p>参考様式の月と利用者数の月は一貫していますか。 ※参考様式は3月から2月までの一年分を入力することになっていますので、受付月基準で入力しないように注意してください。(例:平成27年4月受付分であれば平成27年3月に入力)</p>
参考様式(各論)	
5	<p>区分ホの(1)と(2)は適切に区分されていますか。 ※区分ホの(1)と(2)は大まかな区分として、(1)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されている者(同時に身体介護や家事援助が算定されている者を含む。)、(2)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されていない者に分けられます。そして、通常通院等介助等が算定される者の方が少ないことから、(2)の区分の方が利用者数は多くなります。したがって、(1)にのみ利用者数が入力されていたり、(2)と比較して(1)の利用者数が不自然に多いなどしていないか、注意してください。</p>
6	<p>区分トと区分チに計上すべき利用者数はありますか。 ※国保連合会から利用者数のデータの提供を受けている市町村において、国保連合会のstyleK1.csvのデータには区分トと区分チは利用者数は計上されておらず、styleK3.csvという別のデータに計上されています。styleK1.csvのデータだけを用いて区分ト又はチに該当者はいないと判断するのではなく、styleK3.csvのデータも確認し忘れないように注意してください。</p>

参考様式とCSVファイルを活用した国庫負担基準単位の算定手順

1 使用する参考様式及び国保連合会のCSVファイル

(1) 参考様式（市町村用様式ファイル）

参考様式には市町村用と都道府県用があるが、違いは貼り付けシートがあるか否かである。基本的に貼り付けシートは市町村に送付されるCSVファイルには対応していないので利用しないこと。

(2) 国保連合会のCSVファイル

国保連合会のCSVファイルは統計情報の一環として送付されているのが一般的である。

なお、国保連合会のCSVファイルは、事業所からの請求を受け付けた年月を基準に作成されており、月遅れ請求等があった場合には、通常請求分と合わせて当該請求を受け付けた月の利用者数として計上されていることから、厳密には当該月の利用者数ではないところであるが、当該月遅れ請求等についても、別途調整等は要せず、そのまま使用して差し支えない。

国庫負担基準単位の算定に使用するファイルは以下のタイトルのファイルである。

ア000000_0_00000000_0000000000000styleK1.csv

イ000000_0_00000000_0000000000000styleK3.csv

※0は便宜上の表記である。なお、それぞれの数字の意味は次のとおり。

000000	0	00000000	000000	000000
市町村番号		データ作成年月日	受付年月	市町村番号

(3) 国庫負担基準単位の算定する期間について

国庫負担基準単位は、3月から翌年2月までを1年度とする当該年度に属する各月ごとに単位数を算定すること。

なお、上記3月から翌年2月までの算定処理年月については、介護給付費等を集計する年月と合わせること。

2 参考様式へのCSVファイルの貼付手順

(1) 参考様式の月の表示、「区分」欄、「区分ごとの単位」欄を確認する。

また、単位数の改定等がある年度においては、4月受付分については、改定前単位が記載された参考様式を使用し、5月受付分以降は改定後単位が記載された参考様式を使用する（下の平成27年度の例では、「区分」の数や「区分ごとの単位」が平成27年4月受付分と平成27年5月受付分以降で異なるので注意。以降例は単位数等の大きな改定があった平成27年度を例に示す。）。

◎参考様式

区分ごとの単位	実 利 用 者 数												計	区分ごとの単位×実利用者数	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
84,070														0	0
33,730														0	0

◎平成27年4月受付分を入力する参考様式

区 分	区分ごとの単位
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（口から二まで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの	
(一) 区分六に該当する者	25,070
(二) 区分五に該当する者	18,260
(三) 区分四に該当する者	12,460
(四) 区分三に該当する者	8,000
(五) 区分二に該当する者	6,320
(六) 区分一に該当する者	5,570
(七) 障害児	11,540
(2) 身体介護サービス費及び家事援助サービス費を算定される者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）	
(一) 区分六に該当する者	22,200
(二) 区分五に該当する者	15,430
(三) 区分四に該当する者	9,640
(四) 区分三に該当する者	5,120
(五) 区分二に該当する者	3,480
(六) 区分一に該当する者	2,690
(七) 障害児	8,660
(3) 生活介護サービス費等のうち区分六に該当するもの（(4)に掲げる者を除く。）	19,540
(4) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者	
(一) 区分六に該当する者	9,810
(二) 区分五に該当する者	6,540
(三) 区分四に該当する者	4,680
(四) 区分三に該当する者	3,710
(五) 区分二に該当する者	1,400

◎平成27年5月受付分以降を入力する参考様式

区 分	区分ごとの単位
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（口から二まで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）	
(1) (2) 及び(3)に掲げる者以外のもの	
(一) 区分六に該当する者	25,960
(二) 区分五に該当する者	18,910
(三) 区分四に該当する者	12,910
(四) 区分三に該当する者	8,280
(五) 区分二に該当する者	6,540
(六) 区分一に該当する者	5,770
(七) 障害児	11,590
(2) 身体介護サービス費及び家事援助サービス費を算定される者（(3)に掲げる者を除く。）	
(一) 区分六に該当する者	22,990
(二) 区分五に該当する者	15,980
(三) 区分四に該当する者	9,980
(四) 区分三に該当する者	5,310
(五) 区分二に該当する者	3,610
(六) 区分一に該当する者	2,790
(七) 障害児	8,970
(3) 生活介護サービス費等のうち区分六に該当するもの	20,240

(2) styleK1.csvのデータの貼り付け<区分イからへまで及びリ>

ア 国保連合会のデータのうちstyleK1.csvをエクセルで開き、D1のセル（赤枠のセル）に表示されている月を確認する。

国保連合会のデータは受付月表示であることから、下記の例として挙げているデータでは、「平成27年04月」と表示されているので、当該データは平成27年4月受付分である。

◎styleK1.csvの例

0 F5490	0	平成27年04月	〇〇県	〇〇市
1 4月				
2	0			
3	0			
----- (中略) -----				
84	0			
85	0			
86	0			
87	0			
88	0			
89	0			

イ styleK1.csvのデータをA列に表示されている数字が2の行から89の行までを範囲選択（マウスで左クリックしながらドラッグ、又はshiftキーを押しながら矢印キーで移動する。）してコピー（マウスの右ボタンを押してコピーを選択、又はCtrlキーを押しながらCキーを押す。）する。

◎平成27年4月受付分のコピー範囲

0 F5490	0 平成27年04月	〇〇県	〇〇市
1 4月			
2	0	←赤枠の範囲を範囲選択して、コピーする。	
3	0		
----- (中略) -----			
84	0		
85	0		
86	0		
87	0		
88	0		
89	0		

ウ コピーしたstyleK1.csvのデータを参考様式の該当月の下のセル（例では赤枠のセル）に値ペースト（セルの書式等は引用せずにコピーした値だけをペーストすること。マウスの右クリックを押して表示されたウィンドウから（形式を選択して貼り付け）をクリックし、表示されたウィンドウから（値）をチェックして「OK」をクリックする。）する。

例えばD1のセルに「平成27年04月」が表示されるstyleK1.csvのデータは4月受付分であるので、参考様式の「3月」の下のセルに値ペーストする。同様に「平成27年05月」が表示されるstyleK1.csvのデータは5月受付分であるので、参考様式の「4月」の下のセルに値ペーストする。

◎平成27年4月受付分のペースト場所

区分ごとの単位	実 利 用 者 数												計	区分ごとの単位 ×実利用者数	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
83,660	0	←赤枠のセルで値ペーストすると、赤色の列にデータが引用される。											0	0	
33,200	0													0	0
----- (中略) -----															
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
														合計	0

◎平成27年5月受付分のペースト場所

区分ごとの単位	実利用者数													区分ごとの単位×実利用者数	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計		
84,070		0												0	0
33,730		0												0	0
(中略)															
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
														合計	0

エ 4月受付分から翌年3月受付分までの12か月分について、アからウまでの作業を繰り返す。

オ 事業所等から直接介護給付費等の請求を受けている利用者に係る実績についてはstyleK1.csvの利用者数に含まれていないため、国庫負担基準告示の定めに基づき区分を判断した上で、エまでで作成した参考様式に別途手入力追加計上する。

(3) styleK3.csvのデータの計上<区分ト及びチ>

ア 国保連合会のデータのうちstyleK3.csvをエクセルで開き、該当者がいるか、また、データの月を確認する。

styleK1.csvと同様に受付月表示であることから、仮にA2のセル(赤枠のセル)に「平成27年04月受付分」と表示されている場合には、当該データは平成27年4月受付分である。

◎該当者有りのstyleK3.csv

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二.ト、チに掲げる者									
平成27年04月 受付分									
市町村番号 0									
市町村名 ○○市									
証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	給付費		
0	○○市	0	●●●●	25	201503	給付	30000		
0	○○市	1	△△△△	26	201503	給付	100000		
0	○○市	2	××××	25	201503	給付	80000		

◎該当者無しのstyleK3.csv

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二.ト、チに掲げる者									
平成27年04月 受付分									
市町村番号 0									
市町村名 ■■■市									
証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	給付費		
該当するデータがありませんでした。									

イ styleK3.csvに該当者がいる場合、受給者番号及び受給者氏名等を基に、当該該当者の受給者証及び認定調査時の資料等により重度訪問介護等の「利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにあるもの」にあるかを「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」（平成26年4月1日）に従って確認する。

告示の区分	サービス	心身の状態
区分ト(1)	重度訪問介護	<p>(ア) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること</p> <p>(一) 二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。</p> <p>(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</p>
区分ト(2)	同行援護	<p>【身体介護を伴わない場合】</p> <p>① 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。</p> <p>【身体介護を伴う場合】</p> <p>① 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。</p> <p>② 区分2以上に該当するもの。</p> <p>③ 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <p>(ア)「歩行」 「全面的な支援が必要」</p> <p>(イ)「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(ウ)「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(エ)「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(オ)「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>
区分ト(3)	行動援護	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合い)である者
区分チ		区分ト(1)から(3)のいずれにも該当しない

◎介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（抜粋）

行動関連項目	0点			1点		2点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
異食行動	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
多動・行動停止	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不安定な行動	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不適切な行為	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
突発的な行動	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
過食・反すう等	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	

ウ イで区分トの（１）から（３）までのいずれに該当するか又は区分チに該当するかを確認したら、「障害支援区分」欄を確認し、「24」なら「区分４」、「25」なら「区分５」、「26」なら「区分６」に計上する。また、「種別」欄が「給付」となっている場合は「+1」、「過誤」となっている場合は「-1」としてカウントし、月遅れ請求や過誤調整分もstyleK3.csvに表示されている「サービス提供月」欄の月には割り振らない。例えば月遅れ請求等を含めた４月受付分については３月の欄に計上する。

◎styleK3.csvの区分例

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二. ト、チに掲げる者									
平成27年05月 受付分									
市町村番号		000000						資料から判断した区分	
市町村名		××市						カウント	
証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	給付費	区分	カウント
000000	××市	111111111	〇〇〇〇	25	201504	給付	63875	区分ト(1)	+1
000000	××市	222222222	△△△△	24	201504	給付	11352	区分ト(3)	+1
000000	××市	333333333	■ ■ ■ ■	25	201501	給付	139198	区分チ	+1
000000	××市	333333333	■ ■ ■ ■	25	201501	過誤	-139198	区分チ	-1
000000	××市	333333333	■ ■ ■ ■	25	201504	給付	135329	区分チ	+1
000000	××市	444444444	* * * *	26	201504	給付	42654	区分チ	+1

上記の例であれば、区分ト（１）（二）が１、区分ト（３）（三）が１、区分チ（一）が１、区分チ（二）が１（区分チ（二）の該当者の201501の給付と過誤は相殺）になる。

◎styleK3.csvデータの参考様式への入力

区 分	区分ごとの単位	利用者数		区分ごとの単位×実利用者数
		4月	計	
ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）				
（１）重度訪問介護サービス費の利用者の支援の割合に相当する支援の割合にあるもの				
（一）区分六に該当する者	12,410	0	0	0
（二）区分五に該当する者	9,020	1	1	9,020
（三）区分四に該当する者	7,050	0	0	0
（２）同行援護サービス費の利用者の支援の割合に相当する支援の割合にあるもの				
（一）区分六に該当する者	3,200	0	0	0
（二）区分五に該当する者	3,200	0	0	0
（三）区分四に該当する者	3,200	0	0	0
（３）行動援護サービス費の利用者の支援の割合に相当する支援の割合にあるもの				
（一）区分六に該当する者	10,940	0	0	0
（二）区分五に該当する者	7,550	0	0	0
（三）区分四に該当する者	5,540	1	1	5,540
チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）				
（一）区分六に該当する者	8,740	1	1	8,740
（二）区分五に該当する者	5,350	1	1	5,350
（三）区分四に該当する者	3,380	0	0	0

エ 年度中に再支給決定が行われている場合には、当該再支給決定の効力が発生した月の実績から新たな区分に割り振る。

例えば、平成27年4月の再支給決定の結果、障害支援区分は「区分４」のまま変わらないが、支援の割合が区分チから区分トの（１）に変更になった場合、平成27年4月実績から区分トの（１）に割り振る。

オ 4月受付分から翌年3月受付分までの12か月分について、アからエまでの作業を繰り返す。

カ 事業所等から直接介護給付費等の請求を受けている利用者に係る実績についてはstyleK1.csvと同様にsytleK3.csvの利用者数に含まれていないため、国庫負担基準告示の定めに基づき区分を判断した上で、才までで作成した参考様式に別途手入力で追加計上する。